

事 務 連 絡

平成20年 6月25日

各都道府県薬務主管部担当課 御中

厚生労働省医薬食品局監視指導・麻薬対策課

化粧品の製造管理及び品質管理に係る自主基準について

日本化粧品工業連合会より別添のとおり「ISO 22716 Cosmetics - Good Manufacturing Practices (GMP) - Guidelines on Good Manufacturing Practices First Edition」を自主基準として採用する旨連絡があったのでお知らせします。



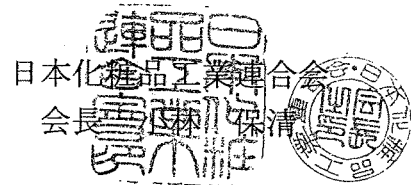


20粧工連第13号

平成20年6月25日

厚生労働省医薬食品局

監視指導・麻薬対策課長 熊本 宣晴 殿



「化粧品の製造及び品質管理に関する技術指針」の改正について

拝啓 時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

平素は化粧品業界発展のため種々ご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、日本化粧品工業連合会では、昭和63年6月30日付で作成致しました当連合会自主基準「化粧品の製造及び品質管理に関する技術指針」に基づき、化粧品の品質確保に努めてきたところでございますが、今般、平成19年11月15日付でISO（国際標準化機構）におきまして「ISO 22716 Cosmetics - Good Manufacturing Practices(GMP) - Guidelines on Good Manufacturing Practices First Edition」が作成されました。日本化粧品工業連合会では、これを当連合会の新しい自主基準として採用し、前述の「化粧品の製造及び品質管理に関する技術指針」を廃止することに致しましたので、ここにご報告申し上げます。

なお、新しい自主基準で適用する化粧品、医薬部外品の範囲につきましては、従前の「化粧品の製造及び品質管理に関する技術指針」の適用範囲と同一であることを念のため申し添えます。

おって、当会会員以外にも本趣旨をお伝えいただければ幸いに存じます。

敬具